

令和2年度授業料免除申請要項

<目次>

- I 授業料免除制度について
- II 本科1～3年生対象の授業料免除
- III 本科4年生対象の授業料免除
- IV 本科5年生・専攻科生対象の授業料免除
- V 提出書類様式

<提出期限等>

提出先：学生課学生係

申請書類	提出期限
授業料免除申請書	令和2年10月5日（月）
その他の書類	令和2年10月14日（水）

(注)

1. 申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
2. 提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなします。
3. 提出期限後の提出については受付できません。
4. ご不明な点等ありましたら、学生課学生係（TEL：0836-35-4976）までお問い合わせください。

宇部工業高等専門学校

I 授業料免除制度について

1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

令和2年4月から、高等教育の修学支援新制度がスタートしました。認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、本人からの申請が必要です。授業料等減免と給付奨学金それぞれ申請する必要があります。

○対象：4，5年生及び専攻科生

○認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

ー 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 大学等に進学するまでの期間等に関する要件

ー 高等学校等（高専3年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等（4年次進級含む）に入学した日までの期間が2年を経過していない者等

(3) 学業成績等に関する基準

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・ 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、編入生は入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・ 本科4年生から在学する学年の前期末までのGPA（平均成績）等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 家計の経済状況に関する基準

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

2 国立高等専門学校機構における授業料免除

（1）経過措置による授業料免除【対象：5年生以上】

経済的理由によって授業料の納付が困難^{※1}であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者

○対象：5年生以上の学生で以下のいずれかに該当する学生

- ・新制度による授業料等の減免の対象外となる学生
- ・新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生

（2）災害等の特別な事情による場合の授業料免除【対象：4年生以上】

次の①又は②に該当する特別な事情により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

（3）特別な事由による場合の授業料免除【対象：1～3年生（③のみ4年生以上）】

次の①～④に該当する事情があり、かつ経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると認められる者

- ① 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、授業料の全額が支援されない者で、授業料の各期の納期期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない3年生以下の者であり、かつ学業優秀と認められる者
- ③ 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生以外の者で、授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ④ 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由で就学支援金の加算申請ができない者で、かつ学業優秀と認められる者

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。

※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）又は入試成績が入学者の上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位数が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

4 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

5 その他

- 申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- 前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれ各期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
また、後期においても申請の手続きが必要となりますのでご注意ください。
- 前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- 授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

Ⅱ 本科1～3年生対象の授業料免除

1 対象となる授業料免除

- 国立高等専門学校機構における授業料免除
 (1) 特別な事由による場合

※各授業料免除の詳細については「Ⅰ 授業料免除制度について」をご確認ください。

2 提出書類・提出期限

(1) 特別な事由による場合の申請者

提出	提出書類	発行機関等	提出期限
申請者 全員	授業料免除申請書（特別措置）	（様式 1-2）	令和2年 10月5日（月）
	家族状況等申告書	（様式 2）	令和2年 10月14日（水）
	市区町村発行の所得証明書 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度（平成31（令和元）年分）分 合計所得金額，課税標準額，市民税・県民税額，所得控除の内訳を記載したもので，免除申請者と生計を一とする世帯の全員分（就学者，15歳未満，専業主婦等含む） ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は，非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について，無収入申立書による申立てを行う場合は，新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行	
	住民票 （免除申請者と生計を一とする世帯全員分）の写し	市区町村役場	
	事由を証明するもの 罹災（被災）証明書，除籍謄本，死亡診断書等	各機関	
該当者のみ	「（様式2）家族状況等申告書」により，該当する書類。	各機関	

Ⅲ 本科4年生対象の授業料免除

1 対象となる授業料免除

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- 国立高等専門学校機構における授業料免除
 - (1) 災害等の特別な事情による場合
 - (2) 特別な事由による場合

※各授業料免除の詳細については「Ⅰ 授業料免除制度について」をご確認ください。

2 提出書類・提出期限

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免申請者

提出	提出書類	発行機関等	提出期限
申請者全員	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	(A様式1)	令和2年 10月5日(月)

- 国立高等専門学校機構における授業料免除申請者

(1) 災害等の特別な事情による場合

提出	提出書類	発行機関等	提出期限
申請者全員	授業料免除申請書	(様式1-1)	令和2年 10月5日(月)
	家族状況等申告書	(様式2)	令和2年 10月14日(水)
	市区町村発行の所得証明書 ・令和2年度(平成31(令和元)年分)分 ・合計所得金額, 課税標準額, 市民税・県民税額, 所得控除の内訳を記載したもので, 免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者, 15歳未満, 専業主婦等含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は, 非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について, 無収入申立書による申立てを行う場合は, 新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行	
	住民票 (免除申請者と生計を一とする世帯全員分)の写し	市区町村役場	
	事由を証明するもの 罹災(被災)証明書, 除籍謄本, 死亡診断書等	各機関	
該当者のみ	「(様式2)家族状況等申告書」により, 該当する書類。	各機関	

(2) 特別な事由による場合の申請者

提出	提出書類	発行機関等	提出期限
申請者 全員	授業料免除申請書（特別措置）	（様式 1-2）	令和2年 10月5日（月）
	家族状況等申告書	（様式 2）	令和2年 10月14日（水）
	市区町村発行の所得証明書 ・令和2年度（平成31（令和元）年分）分 ・合計所得金額，課税標準額，市民税・県民税額，所得控除の内訳を記載したもので，免除申請者と生計を一とする世帯の全員分（就学者，15歳未満，専業主婦等含む） ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は，非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について，無収入申立書による申立てを行う場合は，新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行	
	住民票 （免除申請者と生計を一とする世帯全員分）の写し	市区町村役場	
	事由を証明するもの 罹災（被災）証明書，除籍謄本，死亡診断書等	各機関	
該当者のみ	「（様式2）家族状況等申告書」により，該当する書類。	各機関	

3 申請にあたって注意事項

- ◆ 高等教育の修学支援新制度における授業料等の減免を申請する場合は、必ず給付奨学金の申請も行ってください。

Ⅳ 本科5年生・専攻科生対象の授業料免除

1 対象となる授業料免除

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- 国立高等専門学校機構における授業料免除
 - (1) 経過措置による授業料免除
 - (2) 災害等の特別な事情による場合
 - (3) 特別な事由による場合

※各授業料免除の詳細については「Ⅰ 授業料免除制度について」をご確認ください。

2 提出書類・提出期限

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免申請者

提出	提出書類	発行機関等	提出期限
申請者 全員	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	(A様式1)	令和2年 10月5日(月)

- 国立高等専門学校機構における授業料免除
 - (1) 経過措置による授業料免除

提出	提出書類	発行機関等	提出期限
申請者 全員	授業料免除申請書	(様式1-1)	令和2年 10月5日(月)
	家族状況等申告書	(様式2)	令和2年 10月14日(水)
	市区町村発行の所得証明書 ・令和2年度(平成31(令和元)年分)分 ・合計所得金額, 課税標準額, 市民税・県民税額, 所得控除の内訳を記載したもので, 免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者, 15歳未満, 専業主婦等含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は, 非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について, 無収入申立書による申立てを行う場合は, 新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行	
	住民票 (免除申請者と生計を一とする世帯全員分)の写し	市区町村役場	
該当者のみ	「(様式2)家族状況等申告書」により, 該当する書類。	各機関	

(2) 災害等の特別な事情による場合

提出	提出書類	発行機関等	提出期限
申請者全員	授業料免除申請書	(様式 1-1)	令和2年 10月5日(月)
	家族状況等申告書	(様式 2)	令和2年 10月14日(水)
	市区町村発行の所得証明書 ・令和2年度(平成31(令和元)年分)分 ・合計所得金額, 課税標準額, 市民税・県民税額, 所得控除の内訳を記載したもので, 免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者, 15歳未満, 専業主婦等含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は, 非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について, 無収入申立書による申立てを行う場合は, 新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行	
	住民票 (免除申請者と生計を一とする世帯全員分)の写し	市区町村役場	
	事由を証明するもの 罹災(被災)証明書, 除籍謄本, 死亡診断書等	各機関	
該当者のみ	「(様式2)家族状況等申告書」により, 該当する書類。	各機関	

(3) 特別な事由による場合の申請者

提出	提出書類	発行機関等	提出期限
申請者全員	授業料免除申請書(特別措置)	(様式 1-2)	令和2年 10月5日(月)
	家族状況等申告書	(様式 2)	令和2年 10月14日(水)
	市区町村発行の所得証明書 ・令和2年度(平成31(令和元)年分)分 ・合計所得金額, 課税標準額, 市民税・県民税額, 所得控除の内訳を記載したもので, 免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者, 15歳未満, 専業主婦等含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は, 非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について, 無収入申立書による申立てを行う場合は, 新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行	
	住民票 (免除申請者と生計を一とする世帯全員分)の写し	市区町村役場	
	事由を証明するもの 罹災(被災)証明書, 除籍謄本, 死亡診断書等	各機関	
の該当者	「(様式2)家族状況等申告書」により, 該当する書類。	各機関	

3 申請にあたって注意事項

- ◆ 高等教育の修学支援新制度における授業料等の減免を申請する場合は、必ず給付奨学金の申請も行ってください。
- ◆ 新制度による授業料等の減免の対象外となる場合、もしくは新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる場合は高専機構の経過措置による授業料免除の申請が可能です。

V 提出書類様式

下記の様式については、本校ウェブサイトに掲載しています。
必要な様式を各自でダウンロードして、記入のうえ提出してください。

※担当窓口でも配布しております。配付を希望の方は、図書館棟1階学生課学生係までお願いします。

(A様式1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定に関する申請書

(様式1-1) 授業料免除申請書

(様式1-2) 授業料免除申請書(特別措置)

(様式2) 家族状況等申告書

(様式3) 給与支給(見込)証明書

(様式4) 退職及び退職金支給証明書

(様式5) 無収入申立書

(様式6) 母子・父子世帯等申立書

(様式7) 在学及び就学状況等証明書

(様式8) 長期療養者に係る支出(見込)額等申立書

(様式9) 主たる学資負担者(家計支持者)別居に係る支出(見込)額等申立書